

議案第50号

特別区道の路線の認定（重複）について

上記の議案を提出する。

平成24年 6 月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

（提案理由）

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路について、足立区との協議に基づき、特別区道の路線として認定する必要があるので、本案を提出いたします。

特別区道の路線の認定（重複）について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項前段の規定に基づき、特別区道の路線を次のように認定する。

記

路 線 名	起 点 終 点	幅員、延長等
葛 9 6 9 号	葛飾区亀有五丁目227番3地先から 足立区東和一丁目8番1地先まで	別紙図面表示 の と お り
葛 9 7 0 号	足立区中川四丁目1番8地先から 葛飾区亀有五丁目98番5地先まで	別紙図面表示 の と お り
葛 9 7 1 号	足立区中川四丁目94番地先から 葛飾区亀有三丁目18番地先まで	別紙図面表示 の と お り

葛飾区特別区道路線認定（重複） 略図

（亀有五丁目から足立区東和一丁目地内）

—— 特別区道路線

⋯⋯ 区有通路

- - - - 行政境界

▨ 新たに認定する特別区道路線（葛969号）

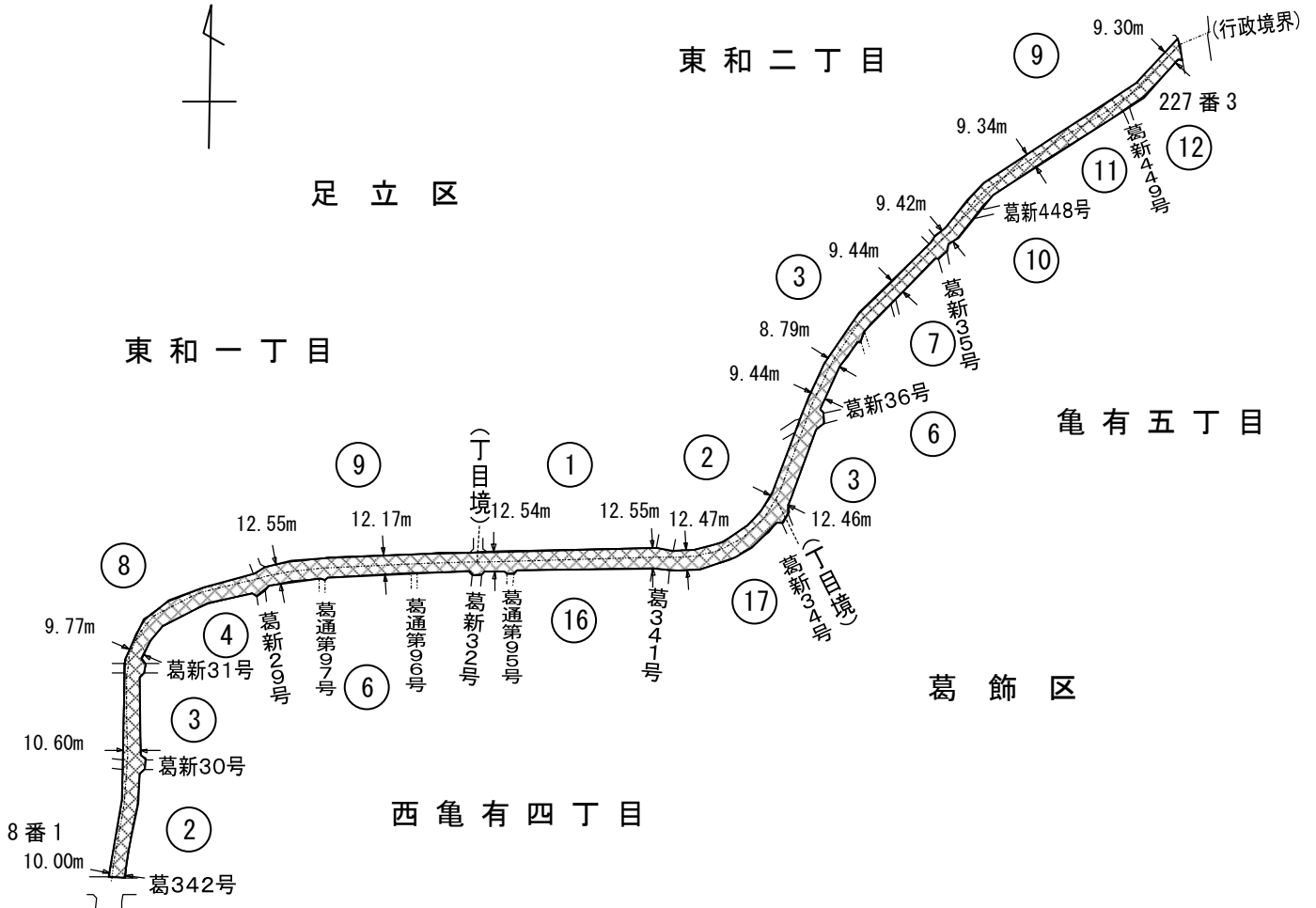
幅員 8.79メートル～12.55メートル

延長 970.81メートル

面積 10,732.73平方メートル

（葛飾区側 6,853.81平方メートル）

（足立区側 3,878.92平方メートル）



葛飾区特別区道路線認定（重複） 略図

（足立区中川四丁目から亀有五丁目地内）

- 特別区道路線
- ==== 都道
- 区有通路
- 認定外道路
- - - - 行政境界
- ▨ 新たに認定する特別区道路線（葛970号）

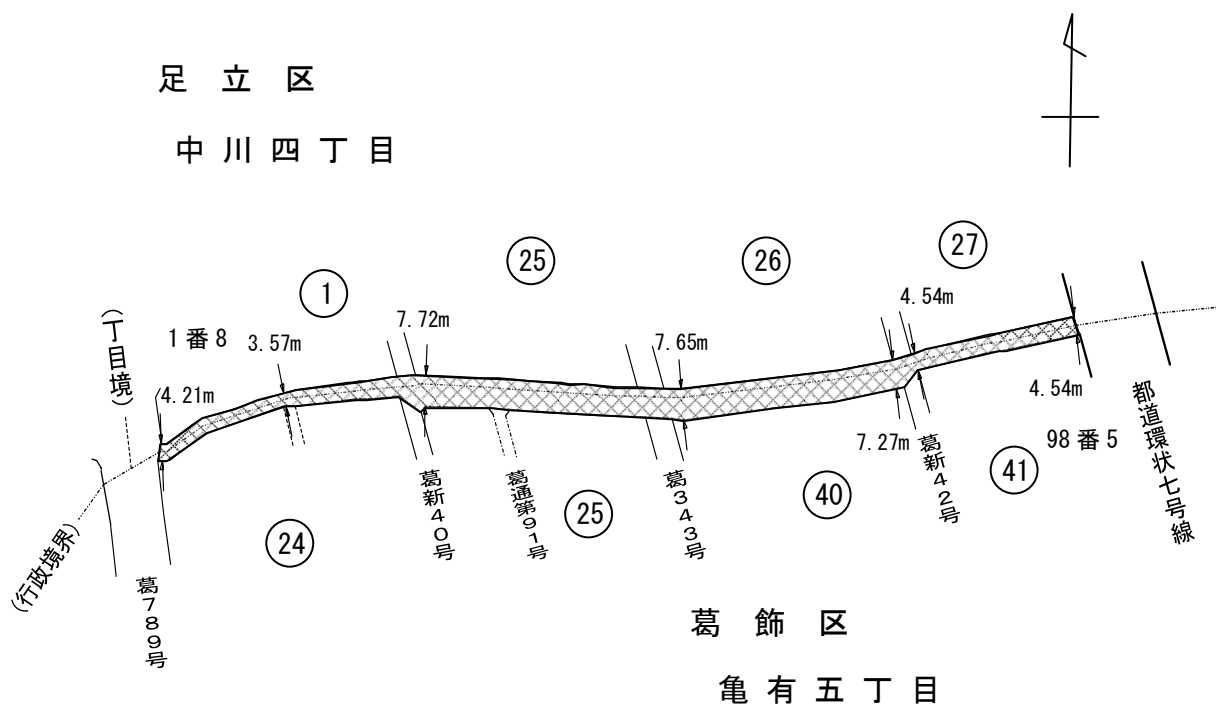
幅員 3.57メートル～7.72メートル

延長 301.81メートル

面積 1,833.96平方メートル

（葛飾区側 1,164.11平方メートル）

（足立区側 669.85平方メートル）



葛飾区特別区道路線認定（重複） 略図

（足立区中川四丁目から亀有三丁目地内）

—— 特別区道路線

==== 都道

- - - - 行政境界

▨ 新たに認定する特別区道路線（葛971号）

幅員 2.42メートル～7.63メートル

延長 627.06メートル

面積 3,089.89平方メートル

（葛飾区側 1,683.80平方メートル）

（足立区側 1,406.09平方メートル）

